被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか？

短期給付係
(082)513-4957

年度替わりは異動の多い時期です。被扶養者の就職や退職等に伴って，被扶養者の認定又は取消の手続が必要になる場合があります。

次のフローチャートでは，よくある認定取消の事例を紹介しています。該当する場合は，速やかに認定取消の手続をしてください。

認定取消日以降に被扶養者証を使用した場合は，当共済組合が負担した医療費（原則７割部分）等は，全額返還していただきます。

被扶養者が…			認定取消日
就職し，新しい保険証を取得した			就職した日
パート・アルバイトを始めた	雇用される時点で，次のいずれかが見込まれるとき ①向こう1年間の収入が130万円以上になること（注１） ②月額108,334円以上の月が４か月以上連続すること（注１）		就職した日
	実際に働いてみないと，収入の見込みが立たない	月額108,334円以上収入がある月が４か月連続したとき（注１・５）	４か月目の初日
		12か月の累計が130万円以上になったとき（注１・５）	超過した月の初日
離職し，ハローワークに求職の申込みをした	雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）を日額3,612円以上受給することになった（注１・２）		受給対象期間の初日
年金が新規決定した	年金が新規決定されたことにより，年間収入が年額180万円以上になった（注１・３）		受給権の発生した日の属する月の翌月の初日
確定申告をした	収入額から共済組合が認める必要経費を控除した額が，130万円以上になった（注１・４）		確定申告を行った日

（注１）障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の収入限度額は，日額5,000円，月額15万円，年額（12か月の累計）180万円になります。収入には，通勤手当・ボーナスを含みます。

（注２）失業給付の待機期間及び支給制限期間は，被扶養者として認定できます。

（注３）年金には，企業年金や財形・生命保険会社等の個人年金も含みます。但し，個人年金など（注１）に含まない年金しか受給していない場合の収入限度額は130万円です。

（注４）共済組合が認める必要経費は，所得税法上認められる必要経費とは異なっています。（Ｐ６参照）

（注５）再度認定ができるのは，月の収入限度額を４か月連続で下回った場合（事実発生日は４か月目の初日），又は，任期が定まっている場合は，退職日の翌日です。申告書は，要件を備えた日から30日以内に届出してください。30日を超えて提出された場合は，所属所長が受理した日が認定日となります。